

JDL オンデマンドソフトウェアサービス利用規約

JDL オンデマンドソフトウェアサービス利用規約（以下、「本規約」といいます）は、株式会社日本デジタル研究所（以下、「弊社」といいます）が提供する JDL オンデマンドソフトウェアサービス（以下、「本サービス」といいます）の提供条件及び弊社と本サービスの利用を希望する者との間の権利義務に関する関係が定められており、弊社と本サービスの利用を希望する者との間に締結される契約に適用される利用規約です。

本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意した場合、本規約の個別の条項についても同意したものとみなされません。

また、本規約に同意した場合とは、弊社のホームページ等の同意画面において同意する旨のボタンをクリックした場合その他、同意画面の用意がない場合は利用規約が表示された後にインストールした場合や使用した場合を含むものとします。

（契約目的、本サービス）

- 第 1 条 弊社製品の契約目的は、弊社の提供する取扱説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。
2. 本サービスは、お客様の要求に基づき、お客様の要求するソフトウェア製品を利用することができ、お客様の利用する顧客データの処理件数に応じてお客様が利用料金を支払うサービスです。
 3. お客様が本サービスで要求できるソフトウェア製品は、弊社が別途定めるオプションソフトウェア製品とし、弊社の定めに従って、弊社の定める最新バージョンがインターネットにより提供されます。
 4. 本サービスでは、顧客データはお客様が管理するシステムとなっています。弊社が顧客データ自体を取り扱うものではありません。

（利用上の動作条件）

- 第 2 条 本サービスは、ハードウェア製品の標準システムが常に弊社の定める最新のバージョンの状態になっていること及びインターネットに接続して利用すること（最低 ADSL 1MB 以上）を利用上の動作条件とします。

（利用契約）

- 第 3 条 本サービスの利用開始手続は、初めに本サービスの利用登録を行い、その後は希望するソフトウェア製品毎に利用申請を行い、ダウンロードして当該ソフトウェア製品の利用を開始するものとします。
2. 本サービスの利用契約は、「JDL オンデマンドソフトウェアサービスの利用登録」、「ソフトウェア製品の利用申請」、「ご利用開始のお知らせ」からなります。
 - (1) 「JDL オンデマンドソフトウェアサービスの利用登録」は、お客様毎に締結を必要とし、本規約の内容を承諾して本規約に拘束されることを約し、お客様情報の登録を行います。
 - (2) 「ソフトウェア製品の利用申請」は、弊社の指定するソフトウェア製品の中から利用を希望するソフトウェア製品を特定して使用許諾契約を締結するもので、ハードウェア製品毎に改めてソフトウェア製品の利用申請を必要とします。但し、お客様が本サービスで要求できるソフトウェア製品を既に購入しているにもかかわらず重ねて当該ソフトウェア製品の利用を申請するなど、同一のハードウェア製品について購入が先行したソフトウェア製品を重ねて本サービスの方法で利用することはできないものとします。
 - (3) 「ご利用開始のお知らせ」は、当該ソフトウェア製品を利用してお客様の希望する顧客に対して、

1年を単位とする許諾契約をお知らせする通知で、この契約はお客様が「ソフトウェア製品の利用申請」後、当該ソフトウェア製品で初めて顧客データの「処理」を開始した日に、当該開始日を起算日として自動的に成立するものとします。なお、ここでいう「顧客データ」とは、商号コードで区別され管理されるデータを意味し、「処理」とは、顧客データの作成、参照（呼出）、更新、登録、印刷または次期繰越のいずれかの操作処理を意味するものとし、それぞれ以下同様とします。

3. 前項第3号なお書き後段で定める「処理」の他、次の各号の操作を行った日に、自動的に契約が成立するものとします。
 - (1) 法人申告統合システムの場合は、法人税申告書システムを起動した日。
 - (2) 電子帳表ディスク作成の場合は、顧客データを選択時に同年度の会計データがある場合にその起動した日。
 - (3) インデックス作成の場合は、前項第3号の処理を行った日の他、総勘定元帳／補助元帳の印刷時にインデックス作成データの作成を指示した日。
 - (4) パーソナルナレッジベースアドオンについては、パーソナルナレッジベースアドオンを利用し、引用した顧客データを別の商号コードの顧客データとして新規登録した場合は、登録日に登録された顧客データについて、パーソナルナレッジベースアドオンのソフトウェア製品と基本となったソフトウェア製品のそれぞれの契約が同時に成立するものとします。なお、パーソナルナレッジベースアドオンの会計入力を利用し、参考表示した顧客データの仕訳を別の商号コードの顧客データの仕訳として登録する場合は、登録日に登録された顧客データについて、パーソナルナレッジベースアドオンの会計入力の契約だけが成立するものとします。
4. 弊社は、本サービスの利用を希望するお客様が次の各号のいずれかに該当することがわかった場合、そのお客様との利用契約を承諾せずまたは催告なく本サービスの提供を終了することがあります。
 - (1) 弊社との間の取引で、弊社に対する債務の支払いが相当の期間を超えて滞っていること。
 - (2) 本規約に反すること。
 - (3) 本規約を含む弊社が提供するサービスに関する規約に違反して利用契約、会員契約その他の契約を解除されたことがあること。

(利用期間及び利用期限)

- 第4条 利用期間は、ソフトウェア製品毎かつ顧客データ毎に管理し、当該顧客データに対して前条第2項第3号または第3項の各号の「処理」を行った日から当該開始日を含む1年間を利用期間とします。
2. お客様が1年間の利用期間終了後、顧客データに対して再び第3条第2項第3号または第3項の各号に定めるいずれかの操作処理を行った場合には、その処理を行った日から改めて次の1年間を利用期間とする新たな契約が自動的に成立するものとし、その後も次項に定める利用期限まで同様とします。なお、この場合、月額利用料金等の契約条件は、お客様が利用期間終了後に顧客データに対して再び操作処理を行った日時時点で弊社が開示し提供している契約条件によるものとします。
 3. 本サービスによる全ソフトウェア製品の利用期限は、第18条第1項の場合を除き、ハードウェア製品毎に当該ハードウェア製品のお客様への納品日から5年の期間満了までとし、5年の期間経過と同時に当該ハードウェア製品について締結している本サービスの全ての契約は自動的に終了します。お客様は予めこの終了を承認し、かつ弊社の責任を問わないものとします。

(試用)

- 第5条 第3条第2項第3号及び第3条第3項各号の定めにかかわらず、「ソフトウェア製品の利用申請」後、当該ソフトウェア製品で最初に顧客データの処理を行った当該顧客データについては、利用開始日を含む3日間を試用期間として無償で当該ソフトウェア製品を試用できるものとし、更にお客様は試用期間中

該ソフトウェア製品の利用申請を任意に取り消すことができるものとします。但し、試用期間中当該ソフトウェア製品について、2番目の顧客データの処理が行われた場合には、試用期間を理由とする当該ソフトウェア製品の利用申請の取り消しはできないものとします。なお、この場合の各顧客データの利用期間の開始日は、最初の顧客データについては試用期間満了日の翌日、2番目の顧客データについては、顧客データに対して処理が行われた日からそれぞれ開始されるものとします。

(利用料金)

- 第6条 本サービスの月毎の利用料金は、弊社が別途定めるソフトウェア製品毎の月額利用料金に、ソフトウェア製品毎に利用する顧客データの「件数」を月毎に掛けた金額をお客様の利用しているハードウェア製品毎に集計した合計額とし、お客様はこの利用料金を月毎に弊社に支払うものとします。なお、利用料金を算出する際の「件数」は、ソフトウェア製品毎に「ご利用開始のお知らせ」で契約開始をお知らせした顧客データについて、以後1年間毎月ソフトウェア製品毎に1件として集計するものとし、1年の利用期間中は同一顧客データの処理の種類や回数を問わずにソフトウェア製品毎に、常に1件として集計し、顧客データの処理を行わない月や顧客データを削除した月も同様に1件として集計するものとします。
- なお、「クライアントファイル転送」を利用する場合の月毎の利用料金の算出については（「クライアントファイル転送」を利用すると転送元から転送先にアプリケーションデータが転送され、転送先においても転送元の顧客データと同一の顧客データの併存処理が可能となり、その分転送先の顧客データの件数が増加することになる）、クライアントファイル転送によって転送先に増加する転送元と同一の顧客データの件数は利用件数の集計に算入せず、「クライアントファイル転送」による利用件数の増加はなかったものとして、月毎の利用料金を算出するものとします。
2. 利用料金は、利用期間の開始する日の属する月から12ヶ月間毎月支払うものとします。なお、利用期間の開始日が月の途中から始まる場合は、利用期間の開始日の属する月から最初の1ヶ月分の支払いを開始し、利用期間の最終日に属する月の利用料金の支払いはないものとします。
 3. 第1項の定めにかかわらず、1ヶ月の利用料金が3万円を超える場合は、3万円を超える金額に対して弊社が別途定める料率による割引が行われ、お客様は3万円と割引後の金額の合計額を弊社に支払うものとします。なお、3万円と割引後の金額の合計額が15万円を超える場合には、一律15万円を支払金額の上限とします。
 4. 第1項及び第3項の定めにかかわらず、第3条第2項第1号に定める「JDL オンデマンドソフトウェアサービスの利用登録」をした複数のお客様が、本サービスの月毎の利用料金の自己の支払いを特定の1人名義の請求書または特定の1法人名義の請求書にまとめて一括して請求され、かつ当該名義人により一括して支払わせることを共同して弊社に申請した場合には、弊社が共同申請された複数のお客様を実質的に同一の取引主体と判断する場合に限りこの申請を承認することができるものとし、かつ申請承認後の割引は、共同して申請したお客様毎の利用料金を月毎に合計した合計額に対して一括して適用することができるものとします。なお、この取扱いは、申請時と同一の複数のお客様から改めて共同して一括請求及び一括支払いを取り止める申請がない限り原則として継続して行うものとし、お客様の死亡など申請時と同一のお客様による共同申請が望めないと弊社が判断する例外的場合を除いて、一括請求及び一括支払の名義人とされたお客様が個々に本サービスの利用を終了し単独では利用料金の支払義務のない月があった場合も同様に継続して行うものとします。
 5. 通信のトラブル等により、当月末において、お客様の利用状況（処理件数や利用期間等）の確認が行えない場合は、通信のトラブル等の直前に弊社の確認できる処理件数を基に当月分の利用料金を支払うものとし、通信トラブル等による未請求分がある場合は翌月の処理件数に未請求分の処理件数を加算して算出した処理件数を基に翌月分の利用料金を支払うものとします。なお、この場合第3項の割引は、弊社の確認できた当月分の利用料金と未請求分の加算された翌月分の利用料金に対してそれぞれ適用され、後日、

通信トラブルがなかったことを前提とする本来の利用料金との差額の精算は行わないものとします。

6. 当月の利用料金は、JDL user's room で確認することができます。
7. 利用料金の支払いは後払いとし、既にお客様と弊社との間で別途締結している契約で定める支払方法及び支払期日と同一とします。
8. 本サービスを利用するために必要な通信機器等の設備費用及び本サービスの利用に伴って生じる電話料金等は、お客様が負担するものとします。

(ソフトウェア製品の使用許諾に関する事項)

- 第7条 本サービスで許諾されるソフトウェア製品の使用権は、日本国内における譲渡不能かつ非独占的使用権とし、顧客データ毎にその利用期間を限度として許諾します。但し、当該ソフトウェア製品の使用権は、ハードウェア製品のお客様への納品日から5年の期間内に限り許諾することができるものとします。
2. お客様は、ソフトウェア製品を特定のハードウェア製品においてのみ、インストールして使用できるものとします。

(ソフトウェア製品の検査・通知)

- 第8条 弊社は、ソフトウェア製品に不具合のないこと、ソフトウェア製品の使用によってお客様及び第三者に損害を与えないこと等製品としての完全性を保証しないものとします。
2. お客様は、ソフトウェア製品受領後、速やかにソフトウェア製品を検査し、弊社の仕様どおりでないこと（以下「仕様不適合」といいます）を発見した場合は、直ちに弊社に通知するものとします。
 3. お客様から通知され、弊社によって仕様不適合と判断されたソフトウェア製品については、改善によって対処します。なお、前項の通知を怠った場合、お客様は改善を請求できないものとします。
 4. 直ちに発見することのできない仕様不適合については、お客様がソフトウェア製品の受領から1か月以内にその不適合を発見したときも、第2項及び第3項と同様とします。また、弊社は、ソフトウェア製品の受領から1か経過後に通知されたソフトウェア製品の仕様不適合についていかなる責任も負わないものとします。なおこの場合も、弊社は不具合に対応するため、バージョンアップを行う場合があります。
 5. 本条で定める弊社の責任は、ソフトウェア製品の仕様不適合に起因して弊社がお客様に対して負担する全ての法的責任であり、法令上の履行追完請求、代金減額請求、契約の解除または損害賠償責任に代わるものとします。

(お客様からの本サービスの解約)

- 第9条 第3条第2項各号に定めるそれぞれの利用契約の終了を希望するお客様は、終了を希望する利用契約で現在処理している全ての顧客データについて、その残期間分に対する利用料金全額を一括して弊社に支払うことにより、第3条第2項各号に定めるそれぞれの利用契約をハードウェア製品毎に合意解約することができます。但し、合意解約のための利用料金の算出には、月毎の算出と利用料金全額の算出のいずれの算出についても第6条第3項に定める割引は適用されないものとします。
2. お客様が前項の定めに従い、第3条第2項の各号に定める利用契約を終了した場合であっても、ハードウェア製品の納品日から5年間に限り、改めて第3条第2項各号の利用契約を行うか、または、利用申請をしていた特定のソフトウェア製品を新規に購入することにより、顧客データを利用することができます。

(規約違反による本サービスの停止または終了)

- 第10条 弊社は、お客様が本規約の定め違反したと弊社が判断したとき、または、お客様が特定の商号コードを

複数の顧客に流用して不正にデータ処理を行うなど本サービスを不正に利用したと弊社が判断したとき、お客様に対し通知して、直ちに本サービスの提供を中止または本サービスの提供を終了することができるものとします。この場合、お客様は直ちに利用期間の残期間分に対する利用料金全額を一括して支払わなければならないものとし、お客様の不正な利用を原因とする本サービスの中止または終了については、弊社が不正に利用していたと判断し加算した利用料金全額を支払わなければならないものとします。

(本サービス提供の終了)

- 第 11 条 弊社は、弊社の判断によりいつでも本サービスの全部または一部の提供を終了することができるものと、この場合、弊社は、弊社が適当と判断する方法で事前に本サービスの全部または一部の提供終了をお客様に通知するものとします。
2. 前項の定めにより、本サービスの全部または一部の提供を終了する場合は、本サービスの全部または一部の提供終了日をもって本サービスの全部または一部を提供するすべての契約が自動的に終了するものとし、お客様は予めこれを承諾し、かつこれに対して弊社の責任を問わないものとします。
 3. 弊社は、弊社の判断によりいつでもオプションソフトウェア製品の提供を終了し、または第 1 条第 3 項で弊社が別途定めるとしたオプションソフトウェア製品の範囲を変更することができるものとします。この場合の通知方法、本サービスの提供契約、免責等については、前各項を準用し、本サービスで利用した顧客データの保全については第 12 条を準用します。

(契約終了時等の措置及び顧客データの継続利用)

- 第 12 条 本サービスで利用した顧客データは、前条に定める場合を含み本サービス終了後は、ハードウェア製品の納品日から 5 年を経過するまでの間に第 9 条第 2 項に定める顧客データの利用措置を講じない限り、ハードウェア製品の納品日から 5 年以降に利用することはできないものとし、本サービスの利用終了に際しては、お客様は自己の責任で本サービスで利用した顧客データを紙媒体等の帳表に出力するなどお客様が必要とする方法で保全に努めるものとします。
2. 本サービスで利用した顧客データは、次の各場合に継続して利用することができます。
 - (1) ハードウェア製品の納品日から 5 年以内に本サービスの利用を終了しその後第 9 条第 2 項に定める顧客データの利用措置を講じた場合。
 - (2) ハードウェア製品の納品日から 5 年以内の本サービスの利用中に顧客データを処理していたソフトウェア製品を購入した場合 (第 18 条第 3 項)。
 - (3) ハードウェア製品の納品日から 5 年以内の本サービスの利用中に顧客データを処理していたソフトウェア製品をリニューアルし、または弊社によりリニューアルされた場合 (第 19 条)。
 - (4) ハードウェア製品の納品日から 5 年以内にハードウェア製品を本サービスに対応する別のハードウェア製品にリプレイスした場合 (第 18 条第 1 項)。
 - (5) ハードウェア製品の納品日から 5 年以内にハードウェア製品を本サービスに対応しない別のハードウェア製品にリプレイスし (第 18 条第 1 項)、リプレイス後のハードウェア製品で顧客データを処理していたソフトウェア製品を継続利用する場合。

(本サービスの中断)

- 第 13 条 弊社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、お客様に事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断することがあります。
- (1) 本サービス用通信回線に接続された弊社の電気通信設備、機器、ソフトウェア等の保守を定期的にまたは緊急に行う場合。
 - (2) 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合。

(3) その他弊社が運営上または技術上の理由により本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合。

2. 弊社は、前項各号の事由に起因する損害について、一切責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第 14 条 お客様は、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの第三者への再販
- (2) 弊社または第三者に損害を与える行為
- (3) 著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (5) プライバシーまたは肖像権を侵害する行為
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) 本サービスの正常な運営を妨げるような行為
- (8) 法令に違反する行為
- (9) 前各号に定める行為を助長する行為または前各号に該当するおそれがあると弊社が判断する行為
- (10) その他弊社が不適切または不正と判断する行為（特定の商号コードを複数の顧客に流用する不正なデータ処理や利用料金の支払いを免れる行為など）

(通知)

第 15 条 弊社からお客様への通知は、本サイトへの掲載または電子メールの送信等、弊社が定める方法により行います。

2. 弊社がお客様に対し、前項の通知を行った場合お客様は当該通知を受領したものとみなします。

(本サービス・本規約等の変更)

第 16 条 弊社は、お客様の承諾なしに、いつでも、利用料金を含む本サービス・本規約等の全部または一部の内容を変更することができるものとします。

(弊社の責任)

第 17 条 本サービスは、インターネットに接続して利用することを利用上の動作条件としているため、本サービスの利用中に、新規に顧客データの処理を開始して「ご利用開始のお知らせ」が通知された日に、インターネットの接続に支障が生じ、弊社から「管理センターとの接続を確認できませんでした」とのメッセージが画面上に通知された場合には、その後もインターネットに未接続の状態が解消されず、最初に通知された日を含む継続した 3 起動日に、同一のメッセージが通知されることにより、4 起動日目から本サービスの提供を一時的に中止するものとします。この場合お客様に損害が発生しても、弊社は一切責任を負わないものとします。なお、本項に定める起動とは、コンピュータの電源を入れ、ジョブメニューを表示した状態をいいます。

2. 弊社は請求原因のいかんにかかわらず、入力データの消失、破損等、弊社提供のハードウェア製品、ソフトウェア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービス、サポートサービスに起因してお客様に生じた、通常の損害、特別の事情による損害（損害発生につき弊社が予見すべきであった場合を含むものとします）、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとします。

3. 前 2 項の規定は、弊社に故意または重過失がある場合には適用しないものとします。

4. 本契約のもとにおいて弊社が損害賠償責任を負う場合、弊社は仕様不適合と判断した症状の発生源となった弊社提供のハードウェア製品、ソフトウェア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービ

ス、Web サービスまたはサポートサービスについて、それぞれ当該ハードウェア製品、当該ソフトウェア製品、当該サプライ商品、当該ユースウェアサービス、当該保守サービス、当該 Web サービスまたは当該サポートサービスの見積書記載の定価に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとし、見積書がない場合はそれぞれの販売価格に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとします。

(リプレイス等)

- 第 18 条 当該ハードウェア製品の納品日から 5 年間に限り、本サービスを利用しているハードウェア製品を、本サービスに対応する別のハードウェア製品にリプレイスした場合は、リプレイス後のハードウェア製品で本サービスを継続して利用する場合に限り本サービスの全ての契約状態がそのまま引き継がれ、顧客データも継続して利用することができます。なお、リプレイス後のハードウェア製品で本サービスを利用せず改めてソフトウェア製品を購入する場合も、顧客データを継続して利用することができます。
2. 当該ハードウェア製品の納品日から 5 年間に限り、本サービスを利用しているハードウェア製品を、本サービスに対応していない別のハードウェア製品にリプレイスした場合は、本サービスはリプレイス後のハードウェア製品の納品日をもって、本サービスの全ての契約は自動的に終了すると同時に、本サービスの残期間に対する利用料金の支払いはないものとします。
 3. 当該ハードウェア製品の納品日から 5 年間に限り、本サービスを利用しているハードウェア製品で、利用申請を行っている特定のソフトウェア製品を新規に購入した場合は、当該ソフトウェア製品の購入月の末日をもって当該ソフトウェア製品に対する本サービスの提供は自動的に終了し、購入月を含む残期間に対する利用料金の支払いはないものとします。なお、顧客データは、新規に購入した当該ソフトウェア製品に継続して利用することができます。

(その他)

- 第 19 条 お客様が本サービスで利用するソフトウェア製品について、弊社が大幅に機能を改善したりリニューアル版を発売し当該リニューアル版の利用を希望する場合には、お客様は改めて当該リニューアル版についてソフトウェア製品の利用申請を行うものとします。この場合、ソフトウェア製品に関する月額利用料金の定めを除き、顧客データに関する利用期間等の契約状態は、当該リニューアル版に継続して引き継がれるものとし、月額利用料金の定めは、当該ソフトウェア製品について弊社が別途定める月額利用料金とします。但し、弊社は、お客様による当該リニューアル版の利用申請の有無に係りなく、弊社の判断により、ソフトウェア製品の提供を当該リニューアル版の提供に自動的に切り替えることもできるものとし、その結果、ソフトウェアの月額利用料金が自動的に変更される場合もあることを予め承諾し、弊社の責任を問わないものとします。

(個人情報の取り扱い)

- 第 20 条 弊社は、お客様から収集した個人情報（以下、単に「個人情報」といいます）を、次の各号の利用目的の範囲内で取り扱います。
- (1) 個人情報は、コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等弊社の営む事業に関する製品、商品、サービス等のお客様への提供の他、これらに付帯関連するサービスの提供等弊社の事業遂行に必要な範囲においても収集し利用されます。
 - (2) 個人情報は、航空運送事業を営む弊社の連結対象会社に関するサービスを弊社からお客様に提供するために収集し利用されます。
 - (3) 弊社は、個人情報を DM 等によるアンケートへのお願い等の方法により収集することがあります。また、修理、配送及び郵便物の発送等弊社業務の一部を外部の業者に委託することがあります。
 - (4) 個人情報は、お客様の事前の同意がある場合に限り、お客様が事前に同意された第三者へ、第三者提

供されます。

(合意管轄)

第 21 条 本規約、本ソフトウェア製品の使用及び本サービスに関連、付随して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は平成 20 年 10 月 28 日から実施いたします。

改定実施 平成 20 年 11 月 14 日

平成 23 年 1 月 25 日

平成 27 年 10 月 1 日

令和 2 年 3 月 16 日

以上

【20052】